

指定都市市長会 第4回厚生・労働部会

感染症対策に係る広域自治体と 指定都市の役割分担等

令和3年5月13日

テーマ選定の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症については、指定都市が主体となり、感染者の発生動向や積極的疫学調査、医療機関との調整、接触者のフォローアップなどの事務を行っており、保健所行政を担う指定都市の役割は極めて大きいものになっている一方、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づく権限は道府県知事に集中している。
- 指定都市が地域の実情に応じた柔軟かつ機動的な感染症対策を主体性を持って実施し、その効果を十分に発揮していくためには、広域自治体と指定都市の役割分担は重要な課題である。
- このため、具体的な支障事例や課題を整理し、国・道府県・指定都市の適切な役割分担（連携の在り方、権限・財源の移譲や付与等）を検討する。

現状（役割分担）

現状（役割分担）

支障事例・課題

課題解決に向けて

新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づく主な権限

※特…特措法 感…感染症法

国

- 基本的対処方針の作成（特18条）
- 特定接種の実施（特28条）
- 水際対策の実施（特29、30条）
- 政府対策本部の設置（特15条）

まん延防止等重点措置

まん延防止等重点措置の適用（特31条の4）

緊急事態措置

緊急事態措置の適用（特32条）

道府県

- 医師等への医療従事の要請・指示等（特31条）
- 臨時の医療施設での医療提供（特31条の2）
- 特定接種への実施の協力（特28条）
- 宿泊療養施設の確保（感44条の3）

保健所

- 積極的疫学調査（感15条）
- 検体の採取（感16条の3）
- 入院勧告、措置（感19、20条）
- 健康観察の要請（感44条の3）

- 営業時間の変更等の要請（特31条の6）

（※）緊急時の埋葬・火葬については、政令で定めるところにより市町村が行うことができる。

- 外出自粛の要請（特45条）
- 施設の使用制限や休業の要請・催物開催制限の要請（特45条）
- 予防接種の実施への協力（特46条）
- 緊急物資の運送要請・指示（特54条）
- 特定物資の売渡の要請・収用（特55条）
- 緊急時の埋葬・火葬※（特56条）

国・県が講じる対策を確実に実行する

指定都市（市町村）

- 特定接種への実施の協力（特28条）

保健所設置市

- 積極的疫学調査（感15条）
- 検体の採取（感16条の3）
- 入院勧告、措置（感19、20条）
- 健康観察の要請（感44条の3）

- まん延防止等重点措置への協力

- 市町村対策本部の設置（特34条）
- 予防接種の実施（特46条）
- 緊急事態措置への協力

支障事例 <道府県知事の権限に関するもの>

【臨時の医療施設や宿泊療養施設の確保】

- 道府県が指定都市に偏って宿泊療養施設を確保したため、施設近隣の市立病院を含めた医療提供体制に支障が生じかねない状況になった。

【外出自粛の要請、施設の使用制限や休業の要請・催物開催制限の要請】

- 迅速な感染症対策が求められる中で、本来、道府県知事が示すべき外出自粛等の要請の基準が速やかに示されなかったため、指定都市において独自に基準を作成し住民に示した（その後、道府県が指定都市を含む道府県全域を対象とした異なる基準を示したため、その基準が統一されるまでの間は、市民に二つの基準が示される状況が生じた。）。

支障事例 <その他>

【情報共有、事前調整】

- 道府県が大規模な臨時医療施設の新設計画を、指定都市等との事前調整がないままに発表したことで、指定都市が実施する保健所業務や救急業務に支障が生じかねない状況になった。

【財源措置】

- 道府県を通じて交付される国の交付金について、市町村への配分額を道府県が決定するのに時間を要し、指定都市の事務に遅れが生じた。

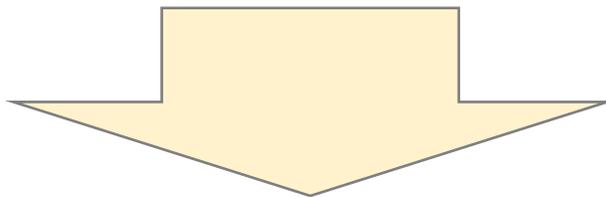
課題

- 地域の患者発生状況や医療提供体制等の実態に即した臨時医療施設や宿泊療養施設の確保
- 地域の人口や飲食店等の密集状況、感染拡大の状況等に即した外出自粛や休業要請の実施
- 迅速な外出自粛や休業要請の実施
- 指定都市と道府県との的確な情報共有、調整の在り方
- 指定都市が円滑に対策を行うための財源措置

◆指定都市の特徴

指定都市は、保健所設置市であり、豊富な医療資源を有するため、他自治体からも多くの患者等を受け入れるなど、道府県域において大きな役割を果たしている。

一方、人口が集中し、活発な経済活動が行われる指定都市においては、人と人との接触が多く、感染者数も多くなっている。また、短期間に急激な感染拡大が発生する例もある。



指定都市の特徴を踏まえた検討

指定都市として、実態に即した施策を迅速かつ的確に市民目線に立って講じるために必要な、国・道府県・指定都市の適切な役割分担（連携の在り方、権限・財源の移譲や付与等）を中・長期的な視点から検討する。

【連携の在り方】

- ◆ 道府県知事の権限行使に当たっての指定都市との調整
- ◆ 道府県知事との情報の共有

◎特措法第36条第2項では、「市町村対策本部長は、都道府県対策本部長に対し、緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる」旨、規定されている。

【権限・財源の移譲や付与】

地域の実態に即した迅速・適切な対策を行うために必要な指定都市の権限

- ◆ 臨時の医療施設や宿泊療養施設の確保（特31条の2及び感44条の3）
- ◆ 外出自粛の要請、施設の使用制限や休業の要請・催物開催制限の要請（特45条）とこれに伴う施策の財源の在り方

◎指定都市市長会では、数次に亘って、特措法に基づく道府県知事の権限を希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲又は付与できるように要請・提言を行っている。

令和3年度スケジュール

5月13日 (Web)	第4回部会 現状・課題の確認 課題解決に向けた適切な役割分担（連携の在り方、権限・財源移譲や付与等）の意見交換
7月5日	第5回部会 課題解決に向けた適切な役割分担（連携の在り方、権限・財源移譲や付与等）について具体的に検討 (国への提言を行う場合) 要請・提言の方向性について検討
11月10日	第6回部会 適切な役割分担（連携の在り方、権限・財源移譲や付与等）に係る議論のまとめ (国への提言を行う場合) 要請・提言文案の確定
	国への要請・提言活動